

佐伯市中小企業活性化条例の概要

目的

中小企業が地域経済の発展に果たす役割の重要性に鑑み、本市の中小企業振興に関して基本的な事項を定めるとともに、関係者の役割等を明らかにすることで、中小企業の振興を図り、もって地域社会の発展及び市民生活の向上に寄与する。

基本理念

中小企業の自主的な努力と創意工夫を尊重し推進

市が有する自然、人材、技術、産業構造及び資源等を総合的に活用し推進

市、中小企業団体、支援団体、大企業、金融機関等が相互に連携し推進

中小企業の経営規模を勘案（特に小規模企業の経営面・資金面に配慮）

関係者の役割

◆中小企業の自助努力とともに、市と関係機関が連携して頑張る中小企業を支援

市の役割

- 関係者と連携し、施策を積極的に実施
- 情報収集と提供 ・市内企業の受注機会拡大

中小企業支援団体の役割

- 情報提供 ・支援団体相互の連携
- 経営改善及び創業支援

中小企業の自助努力

- 事業活動の維持改善及び人材育成
- 地域社会への貢献

大企業の役割

- 中小企業との連携協力
- 市内の経済活性化支援

中小企業団体の役割

- 組織の強化
- 市との連携による施策の実施

学校の役割

- 時代の産業経済を担う人材の育成
- キャリア教育の推進

市民の理解と協力

- 中小企業の振興が地域活性化及び市民生活の向上に寄与することへの理解
- 消費者として本市の特産品等の利活用を図る

基本方針

中小企業の振興に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行うことを基本とする。

基本的施策

中小企業の経営の革新及び創業の促進を図る

中小企業の経営基盤の強化を図る

中小企業の資金調達差を円滑化を図る

中小企業の人材確保及び育成並びに事業環境の整備を図る

中小企業及び商店街等の活用による地域内の経済循環を図る

中小企業の大半を占める小規模企業の経営支援を図る

地域資源の利活用による産業の発展及び創出を図る

中小企業や関係者の意見聴取

佐伯市商業・工業マスタープラン

中小企業の活性化